

ターミナルケア加算	医師、看護師、介護職員が共同して入所者又はその家族の同意を得てターミナルケアが行われている場合が対象	(死亡日)	1日 1,650円
		(死亡日以前2～3日)	1日 820円
		(死亡日以前4～30日)	1日 160円
		(死亡日以前31～45日)	1日 80円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (入所者1人につき1回限度)	(I)かかりつけ医へ処方内容の変更について同意を得て診療を行い退所時に情報提供を行った場合	1回	100円
	(II)上記Iに加えて厚生労働省に服薬情報を提出し薬物療法に有効な情報を得て活用した場合	1回	240円
	(III)上記I・IIに加えて処方数が減少した場合	1回	100円
緊急時治療管理	救命救急医療が必要な状態の時の治療管理が対象(月に1回3日限度)	1日	518円
特定治療	やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合が対象	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額	
所定疾患施設療養費	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎について処置等を行った場合 (月に1回I:7日限度、II:10日限度)	(I) 1日	239円
		(II) 1日	480円
※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に39/1000を乗じた額が介護職員処遇改善加算として加算されます。			
※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に21/1000を乗じた額が介護職員等特定処遇改善加算として加算されます。			
※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に8/1000を乗じた額が介護職員等ベースアップ等支援加算として加算されます。			

(利用料)(入所・短期・通所共通)

(立替金)(入所・短期共通)

加算項目	単価
教養娯楽費	実費
日常生活費	1日 110円
特別な室料(個室)	1日 1,100円
〃(二人部屋)	1日 550円
理美容代	調髪1,900円～毛染め4,000円
電気器具使用料	1日 55円
経管栄養管理費	1日 55円
健康管理費	インフルエンザワクチン代など実費
文書料	内容により1,000円～5,000円
おむつ代(通所のみ)	実費

加算項目	単価
月契約クリーニング代	1月 4,455円
ドライクリーニング代	実費
売店利用	実費
牛乳・ヨーグルト・納豆等	実費
写真代	1枚 40円
受診代立替	実費
その他立替	自販機ジュース代など実費

◎入所、短期入所のおむつ代は施設サービス費に含まれています。

②短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護(1日あたり)

介護老人保健施設 (介護予防)短期入所療養介護費			夜勤職員 配置加算	サービス提 供体制強化 加算	在宅復帰・ 在宅療養支援 機能加算II	滞在費・食費所得段階別負担額			
要介護度	個室	多床室				所得段階	滞在費		食費
						個室	多床室		
要支援1	619円	658円	24円	22円	46円	第4段階	1,668円	377円	1,445円
要支援2	762円	817円				第3段階②	1,310円	370円	1,300円
要介護1	794円	875円				第3段階①			1,000円
要介護2	867円	951円				第2段階			490円
要介護3	930円	1,014円				第1段階	0円	300円	
要介護4	988円	1,071円							
要介護5	1,044円	1,129円							

食費：1日 1,445円(朝食 401円・昼食 522円・夕食 522円)

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費：(3時間以上4時間未満)656円(4時間以上6時間未満)908円(6時間以上8時間未満)1,261円

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)

加算項目	内容	1日又は1回
個別リハビリテーション実施加算	OT・PTが1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合が対象	1日 240円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症のため緊急に指定短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して当該介護を行った場合が対象(7日上限)	1日 200円
緊急短期入所受入加算(介護予防除く)	緊急の事情等により介護支援専門員が必要と認められた者に対して居宅サービス計画にない短期入所療養介護を行った場合が対象(7日上限)	1日 90円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を高齢者と区分してサービスを提供した場合が対象	1日120円 特定短期 1日 60円
重度療養管理加算	要介護4又は5で厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合が対象	1日120円 特定短期 1日 60円
送迎加算	送迎を行った場合が対象	片道 184円
総合医学管理加算(利用中7日を限度)	診療方針を定め治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、その内容を診療録に記載し、かかりつけ医に情報提供を行った場合が対象	1日 275円
療養食加算	特定の療養食の提供を行った場合が対象	1食 8円
緊急時治療管理	救命救急医療が必要な状態の時の治療管理が対象(月に1回連続する3日限度)	1日 518円
特定治療	やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合が対象	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額
※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に39/1000を乗じた額が介護職員処遇改善加算として加算されます。		
※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に21/1000を乗じた額が介護職員等特定処遇改善加算として加算されます。		
※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に8/1000を乗じた額が介護職員等ベースアップ等支援加算として加算されます。		